

## ハートフルウェーブ団体規約

### ハートフルウェーブ団体規約

#### 第一条 (名称)

本団体はハートフルウェーブと称する。

#### 第二条 (位置)

本団体事務局は大分市下判田 2347 に置くものとする。

#### 第三条 (目的)

本団体は「子どものための『あったらいいな』を形にする」ことをモットーに、不登校生、元不登校生などを中心に子どもと社会とのつながりを作っていくこと、また社会に出て行く子どもたちの健全な心身を育成することを目的とする。

#### 第四条 (入会資格)

本団体への入会を認められるものは、本団体の趣旨に賛同し、本規約を厳守できる各コースに定められた資格に該当する者とする。

#### 第五条 (指導内容)

本団体は各コース、各学年に応じた指導内容を設定し、座学だけでなく広く社会勉強も含めた広義での学習基本に指導する。

#### 第六条 (指導日時)

本団体の会員は、各コースに決められた曜日・時間に限り指導を受けることができる。または指導員と相談した上で、その曜日・時間に利用することができる。

#### 第七条 (入会)

本団体に入会を希望する者は、月会費を所定の申込書とともに提出しなければならない。

#### 第八条 (休会・退会)

本団体の会員で休会を希望する者は、本団体事務局にその旨を連絡の上、休会するものとする。なお、休会とは引き続き1ヶ月以上、3ヶ月以内にて休みの場合にのみ認められる。

本団体の会員で退会を希望する者は、本団体事務局にその旨を連絡することをもって退会手続きとする。なお、20歳未満の会員については、保護者による連絡がなき場合はみとめられない。本団体は原則として、会員に対して会費を払い戻すことはない。

#### 第九条 (月会費)

本団体の会員は、原則として前月末日までに現金による納入をするものとする。本団体がやむを得ないと認めた場合にのみ、銀行振込による納入が認められる。この場合も前月末日までに納入するものとする。

#### 第十条 (月会費等)

## ハートフルウェーブ団体規約

本団体の月会費・利用費は別に定めた通りとする。

本団体の責任者により妥当と認めた場合を除き、原則として月会費その他会費の変換は行わない。

### 第十一条（会員のモラル）

- 1) 本団体の会員は、校舎内で指導者の指示に従い、本規約及び一般常識等、ルールを厳守しなければならない。
- 2) 本団体の会員は、本団体の秩序を守り、団体の方針及び目的に沿うように努力しなければならない。
- 3) 本団体の会員は、校舎内では互いに協力し、会員各自が過ごしやすい環境作りを心がけなければならない。

### 第十二条（除名）

本団体の会員に秩序を乱す行為が認められた場合、代表・指導者・会員保護者の協議を行い、その決定によって除名を行う場合がある。

### 第十三条（保護者の管理義務）

本団体の会員保護者は、常に会員の肉体・精神両面の健康状態に留意し、これを欠くと判断される場合は、速やかに欠席・休会・退会等の適切な処置をとらなければならない。

### 第十四条（盗難責任）

本団体の会員は、自己の責において所持品についての盗難・紛失・破損等について管理を行うものとする。

本校舎内にて発生した盗難事故について、本団体は賠償の責を負わない。

### 第十五条（障害等の責任）

- 1) 本団体は、本校舎内および通学途中において事故が発生した場合は、各種保険の受給範囲内において賠償責任を行うものとする。
- 2) 本団体の会員は、故意または不注意により校舎内の備品および他の会員の所持品を破損・汚損・紛失等が行われた場合は、会員の責任において全額弁償するものとする。

### 第十六条（規約の改定）

本団体は必要に応じて本規約を改定できるものとする。

### 第十七条（発効）

本規約は、2014年4月1日より発効する。